

産業廃棄物収集運搬業許可証

住 所 茨城県神栖市筒井1303番地の1

氏 名 有限会社TOKANeco
代表取締役 坂本憲昭

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第1項の許可を受けた者であることを証する。

福島県知事 内堀 雅雄



許可の年月日
許可の有効年月日

令和6年6月11日
令和11年6月10日

1 事業の範囲

(1) 事業の区分 収集運搬（積替え及び保管行為を含まない。）

(2) 産業廃棄物の種類

①燃え殻②汚泥③廃プラスチック類④紙くず⑤木くず⑥繊維くず⑦金属くず⑧ガラスくず、コンクリートくず（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。）及び陶磁器くず⑨鋳さい⑩がれき類⑪ばいじん

（これらのうち石綿含有産業廃棄物及び水銀使用製品産業廃棄物を含み、自動車等破碎物、水銀含有ばいじん等及び特別管理産業廃棄物であるものを除く。）

以上11種類

2 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとの積替え又は保管を行う産業廃棄物の種類、積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ

3 許可の条件

4 許可の更新又は変更の状況

新規許可年月日 令和元年6月11日

変更届出年月日 令和元年10月11日（代表者の役職の変更）

変更許可年月日 令和3年9月7日（燃え殻、汚泥、鋳さい及びばいじん並びに石綿含有産業廃棄物及び水銀使用製品）
産業廃棄物の取扱いの追加

変更届出年月日 令和5年3月28日（法人名称の変更）

変更届出年月日 令和5年10月13日（代表者の変更）

更新許可年月日 令和6年6月11日

5 積替え許可の有無 有・無

6 規則第9条の2第8項の規定による許可証の提出の有無

有・無